

# 埼玉県報

第 2 6 3 2 号 平成26年9月26日 金 曜 日

#### 目 次

#### 告示

- 特定非営利活動法人の設立に係る公告(東部地域振興センター)
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告(川越比企地域振興センター)
- 埼玉県朝霞地方庁舎ほか22施設で使用する電気に関する入札公告(管財課)
- 特定非営利活動法人の認定に係る公示(共助社会づくり課)
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定(水環境課)
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除(水環境課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 雨水流出抑制施設の告示(河川砂防課)
- 携帯用無線電話機の購入に関する落札者等の公示(会計課)
- 県道行田蓮田線の区域の変更(行田県土整備事務所)
- 県道行田蓮田線の供用の開始(行田県土整備事務所)
- 県道西金野井春日部線の区域の変更(越谷県土整備事務所)
- 県道西金野井春日部線の供用の開始(越谷県土整備事務所)

# 埼玉県告示第千二百八十三号

条第二項の規定により公告する。 非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出され 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、 たので、 特定 同

並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステー 民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センター び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、 なお、 saitamaken-npo.net/) ) により縦覧に供する。 当該申請に係る定款、 役員名簿、 設立趣旨書並 申請書を受理 びに にお した日から二月間、 設立当初 ション (http://w ١١ て備え置く方法 の事業年度及 県

平成二十六年九月二十六日

埼玉県知事。 上田 清、司

申請のあった年月日

平成二十六年九月十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人かすなび

三 代表者の氏名

二輪 祐子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県春日部市粕壁東一丁目三番三号

五 定款に記載された目的

市民、 する調査、 情報発信及び人材交流の人的ネットワー 条別表各号に掲げる活動を行う団体等に対し、 域経済の活力 この法人は、 行政及び企業との協働 研究、 春日部市民及び特定非営利活動促進法(以下「法」 の再生と、 政策提言、 春日部 のもと、 人材交流拠点となる施設の管理を行うことによ 市民の豊かな暮らし 市民主体のまちづくりの推進力となって、 クの促 相談、助言、 進を行い、 の実現に寄与することを目 併せてまちづくりに関 研修、 という。 知識の 普及、 ij

# 埼玉県告示第千二百八十四号

出さ 定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定に れたので、 同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告す より、

tp://www.saitamaken-npo.net/) 県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センター にお 及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、 く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NP なお、 当該申請 に係る変更後の定款並びに当該定款の  $\overline{\phantom{a}}$ により縦覧に供する。 申請書を受理 変更の日 〇情報ステー U た日から二月間、 の属する事業年度 ション (ht いて備え置

平成二十六年九月二十六日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成二十六年九月十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あゆみ

三 代表者の氏名

島田信子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川越市大字石田本郷八百三十五番地一

五 定款に記載された目的

社会の形成に寄与する。 社会生活を送ることを支援する。 この法人は、 障害児・ 者 の 社会参加を促進し障害児・者とその家族が充実した また、 市民へ の啓発活動を行い、 ともに生きる

埼玉県告示第千二百八十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり

一般競争入札に付する。

平成二十六年九月二十六日

埼玉県知事 上田 清司

#### 1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

埼玉県朝霞地方庁舎ほか22施設で使用する電気 予定使用電力量8,480,727 キロワット時

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 供給期間

平成26年12月1日(月)から平成27年11月30日(月)まで

4) 需要場所

埼玉県朝霞地方庁舎ほか22施設

(5) 入札方法

入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価(kW単価(小数点以下を含むことができる。)。同一月においては単一のものとする。)及び使用電力量に対する単価(kWh単価(小数点以下を含むことができる。)。同一月においては単一のものとする。)を根拠とし、県が提示する予定契約電力及び予定使用電力量の対価とする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者 であること。
- (2) 国又は地方公共団体において電力調達の契約に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加 停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停 止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第3条第1項の許可(同条第2項の一

般電気事業の許可に限る。)を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定により特定規模電気事業の届出を行っている者であること。

- (6) 上記 1(1)の予定使用電力量の供給ができる能力を有する者であること。
- (7) その他入札説明書に記載する基準を満たす者であること。

#### 3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所 並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部管財課電気施設担当 木村 電話048-830-2613(直通)

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

この公告の日から平成26年10月10日(金)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)に上記(1)の交付場所において交付する。

(3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県職員会館地下1階B02会議室 平成26年11月7日(金)午前10時

(4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限

埼玉県総務部管財課電気施設担当 平成26年11月6日(木)午後4時 なお、書留郵便等によること。

#### 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗 じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規 則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合 は、免除する。

#### イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を

上記 3 (1)の提出場所に平成26年10月14日(火)午後 4 時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書
- (5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から15日以内に当該代金を 受注者に支払うものとする。

(9) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

#### 5 Summary

(1) Nature and quantity of Services Required:

Electricity for use at the Saitama Prefectural Government Asaka

Branch Office including other 22 facilities of the premises of the

Government Office (estimated kw/h: 8,480,727 kw/h).

(2) Deadline for Submissions:

By registered mail: 4:00 p.m., Thursday, November 6, 2014
In person: 10:00 a.m., Friday, November 7, 2014 (Saitama Prefectural Government Campus: Shokuin Kaikan B1F, Meeting Room B02)

(3) Contact Information:

Public Property Management Division, General Affairs Department, Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi 330-9301 Tel. 048-830-2613

埼玉県告示第千二百八十六号

次の特定非営利活動法人を認定したので、 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十五条第一項の規定により、 同法第四十九条第二項の規定により公示

平成二十六年九月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

特定非営利活動法人メイあさかセンター

一代表者の氏名

尾 池 富美子

三 主たる事務所の所在地

埼玉県朝霞市本町二 七 十七

四 当該認定の有効期間

平成二十六年九月二十六日から平成三十一年九月二十五日まで

# 埼玉県告示第千二百八十七号

り指定する。 をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」 定有害物質によって汚染されており、 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 土地の形質の変更をしようとするときの届出 第十一条第一 という。 項 の規定によ )を次のとお り、

平成二十六年九月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一形質変更時要届出区域

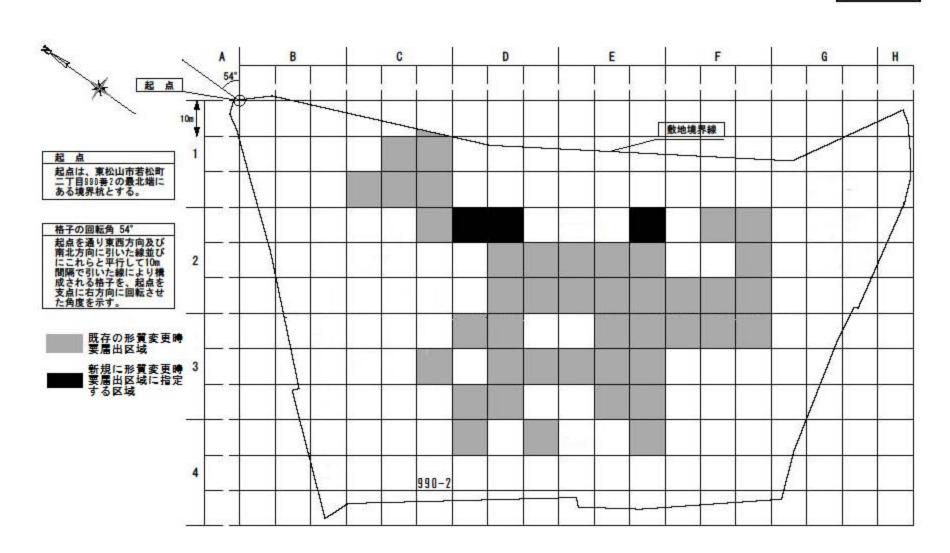
別図のとお り(埼玉県東松山市若松町二丁目 九百九十番二の

土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一

基準に適合していない特定有害物質の種類

 $\mathcal{O}$ 

一一ジクロ 口 エチレ ヾ F IJ ク 口 口 エタン



# 埼玉県告示第千二百八十八号

解除する。 成二十五年埼玉県告示第千百六十四号により指定した区域の指定を次 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条第二項の規定によ いのとお り全部 ŋ

平成二十六年九月二十六日

埼玉県知 事 上 田 清 司

形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域

別図のとお り(埼玉県東松山市大字岩殿字北長坂五百六十番 <u>ー</u>の \_

部

の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 土壤汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号) 第三十一条第一項

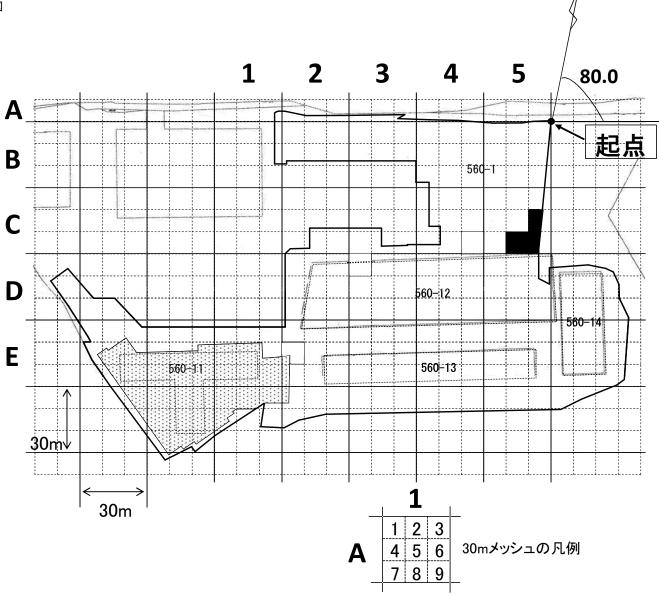
ふっ素及びその化合物

鉛及びその化合物、 砒素及びその化合物、

講じられた汚染の 除 去等 の措置

基準不適合土壌の

掘削による除去



#### 起点

起点は岩殿560(住所表記)内 野球グラウンド西側排水処理 施設敷地の最北端とする。

格子の回転角度 80.0度 起点を通り東西方向及び南北 方向に引いた線並びに、これ らと平行して10m間隔で引い た線より構成される区画線を 起点を支点に右方向に回転さ せた角度を示す。

凡例

560-1 地番

----- 地番境界

単位区画

改変範囲

₩ 改変範囲外

指定を解除する区画

埼玉県告示第千二百八十九号

出 の概要等について、 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定による届 及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。 同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により

平成二十六年九月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー 小川ショッピングセンター

埼玉県比企郡小川町大字大塚千百五十二

口 変更の概要

大規模小売店 捕舗に お 11 τ 小 売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法

人にあっては代表者の氏名

(変更前)株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市脇田本町一番地五

株式会社東武ストア 代表取締役 福田秀穂

東京都板橋区上板橋三丁目一番一号

(変更後)株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市脇田本町一番地五

株式会社松本屋 代表取締役 松田親了

埼玉県川越市大字今福八百十三番地

株式会社グレーシー 代表取締役 松本繁夫

埼玉県比企郡小川町大字大塚千二百六十八番地一

株式会社キャンドゥ 代表取締役 松戸一弥

東京都新宿区北新宿二丁目二十一番一号

ラ・ヴィルゴ株式会社 代表取締役 岩本正行

東京都東大和市南街二丁目五番地十

株式会社DEARDROPS 代表取締役 黄淑蘭

埼玉県狭山市入間川四丁目十五番二十九号

株式会社リーベン 代表取締役 沼田和夫

東京都豊島区長崎五丁目十九番八号

株式会社ファッションヘアーモー ダ美人風

代表取締役 小池利夫

埼玉県比企郡小川町大字大塚千百五十二番地

株式会社荻野商店 代表取締役 荻野真仁

埼玉県大里郡寄居町大字寄居千六百二十五番地

株式会社田原屋 代表取締役 田熊太郎

神奈川県川崎市 川崎区砂子二丁目三番地二

八 変更年月日

平成二十四年一月十九日 外

= 届出年月日

平成二十六年九月十日

縦覧期間

平成二十六年九月二十六日から平成二十七年一月二十六日まで

Ξ 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サー ビス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター 東松山事務所

兀 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、 当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、

対し、 意見書の提出により、 これを述べることができる。

1 意見書提出期間

平成二十六年九月二十六日から平成二十七年一月二十六日まで

意見書提出先

埼玉県産業労働部商業 サ ビス産業支援課

埼玉県告示第千二百九十号

出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により 公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第二項の規定による届

平成二十六年九月二十六日

埼玉県知事 上田 清司

| 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー 小川ショッ ピングセンター

埼玉県比企郡小川町大字大塚千百五十二

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

(変更前)位置 図面省略 収容台数 二〇八台

(変更後)位置 図面省略 収容台数 二〇八台

駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)位置 図面省略 収容台数 四六六台

(変更後)位置 図面省略 収容台数 一五一台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)出入口の数 五か所 位置 図面省略

(変更後)出入口の数 六か所 位置 図面省略

来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前) 第一駐車場 午前八時四十分から午後十時二十分

第二駐車場 午前八時四十分から午後十時二十分

第三駐車場 午前八時四十分から午後九時四十五分

() 第一駐車場 午前八時四十分から午後十時二十分

変更後)

第二駐車場 午前八時四十分から午後十時二十分

第三駐車場

午

前

八時四十分から午後十時二十分

八 変更年月日

平成二十七年五月十一日外

二 届出年月日

平成二十六年九月十日

一縦覧期間

平成二十六年九月二十六日から平成二十七年一月二十六日まで

# 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所

# 四 意見書の提出

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、 当該大規模小売店舗の周辺

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

# イ 意見書提出期間

平成二十六年九月二十六日から平成二十七年一月二十六日まで

# 口 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県告示第千二百九十一号

出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により 公告し、 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定による届 及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年九月二十六日

埼玉県知事 上田 清司

| 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー 越谷蒲生店

埼玉県越谷市蒲生茜町二十五 八他

口 変更の概要

大規模小売店舗の名称

(変更前)ヤオコー越谷蒲生茜町店

(変更後)ヤオコー越谷蒲生店

八 変更年月日

平成二十六年九月八日

二 届出年月日

平成二十六年九月九日

二 縦覧期間

平成二十六年九月二十六日から平成二十七年一月二十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項につい 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、 当該大規模小売店舗の周辺 て意見を有する者は、

対し、 意見書の提出により、 これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十六年九月二十六日から平成二十七年一月二十六日まで

口 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県告示第千二百九十二号

出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により 公告し、 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第二項の規定による届 及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年九月二十六日

埼玉県知事 上田 清司

| 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー 越谷蒲生店

埼玉県越谷市蒲生茜町二十五 八他

口 変更の概要

駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)位置 図面省略 収容台数 一〇〇台

(変更後)位置 図面省略 収容台数 一〇〇台

八 変更年月日

平成二十六年九月十七日

二 届出年月日

平成二十六年九月九日

二 縦覧期間

平成二十六年九月二十六日から平成二十七年一月二十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項につい 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、 当該大規模小売店舗の周辺 て意見を有する者は、

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十六年九月二十六日から平成二十七年一月二十六日まで

口 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県告示第千二百九十三号

用する同法第十四条第三項の規定により公示する。 知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準 成二十六年八月二十九日終了した旨測量計画機関である北本県土整備事務所から通 平成二十六年埼玉県告示第七百一号で公示した公共測量(空中写真撮影)は、平

平成二十六年九月二十六日

埼玉県知事 上田 清司

埼玉県告示第千二百九十四号

三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。 量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第 測量計画機関である東松山市市の川特定土地区画整理組合から次のとおり公共測

平成二十六年九月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

測量計画機関

東松山市市の川特定土地区画整理組合

作業種類

作業地域 公共測量 (土地区画整理事業・基準点測量及び出来形確認測量)

 $\equiv$ 

東松山市大字市ノ川及び加美町地内

四 作業期間

平成二十六年九月十七日から平成二十七年三月二十日まで

埼玉県告示第千二百九十五号

同法第十四条第三項の規定により公示する。 けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する 測量計画機関であるふじみ野市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受

平成二十六年九月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一測量計画機関

ふじみ野市

作業種類

公共測量 (基準点測量)

三 作業地域

ふじみ野市内

作業期間

兀

平成二十六年六月三十日から平成二十七年三月二十日まで

埼玉県告示第千二百九十六号

第十四条第三項の規定により公示する。 ので、測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法 測量計画機関である皆野町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けた

平成二十六年九月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一測量計画機関

皆 野 町

一作業種類

公共測量 (空中写真撮影、写真地図作成)

三 作業地域

皆野町全域

作業期間

四

平成二十六年八月二十五日から平成二十七年二月二十日まで

埼玉県告示第千二百九十七号

認めたので、告示する。 十八年埼玉県条例第二十号) 第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると 次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例(平成

平成二十六年九月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

許可番号

第二〇一三 七 〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県加須市上樋遣川字古宮四千九百二十四番一 外二十筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 六百五・八二立方メートル

埼玉県告示第千二百九十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年九月二十六日

埼玉県知事 上田 清司

1 購入等件名及び数量携帯用無線電話機 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3 丁目15番1号

3 落札者を決定した日平成26年8月27日

4 落札者の氏名及び住所日本電気株式会社 東京都港区芝5丁目7番1号

5 落札金額 77,307,480円

6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 入札の公告を行った日 平成26年7月18日

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十四号

区域を次のように変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

その関係図面は、平成二十六年九月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路

環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月二十六日

埼玉県行田県土整備事務所長 園田 誠司

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 行田蓮田線

三 道路の区域

三 字 蛋 借 地 字	新 A 一四九一番三地先から新 A 行田市大字佐間字野合	III A	旧新別区
五〇-	二 五	_ 二 <u>-</u> 	(メートル)敷地の幅員
00.4%1	- 二 ナ・七 四		(メートル)延 長
	事に伴う迂回道路	構が行う武蔵水路改築独立行政法人水資源機	備考

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十五号

うに道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次のよ

その関係図面は、 平成二十六年九月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路

環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月二十六日

埼玉県行田県土整備事務所長 園田 誠司

行 田 蓮 田 線	路線名
一四八三番一地先まで一四八三番一地先まで一四八三番三地先から	供用開始の区間
平成二十六年九月二十六日	供用開始の期日
延長一六七・〇〇メートル。	備考

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十号

区域を次のように変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成二十六年九月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路

平成二十六年九月二十六日

埼玉県越谷県土整備事務所長 井上 桂 一

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 西金野井春日部線

三 道路の区域

ある。		一七・五〇	# 3 7	<del></del>
路区域の変更の一部変更で			尼卡下树字古儿或人四四番四卦	新
長告示第十一号における道			可分分的 一带人四日季日也	
埼玉県越谷県土整備事務所		一六・五〇	一也もか,0	IE
平成二十一年三月十日付け			<b>春月邵书下卯字与川嵩八三五番</b>	1
	(メートル)	(メートル)		     
開	延長	敷地の幅員	X S	日新別

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十一号

うに道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次のよ

環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、 平成二十六年九月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路

平成二十六年九月二十六日

埼玉県越谷県土整備事務所長 井上 桂 一